

通達甲（交. 規. 規3）第15号

平成18年9月12日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警視庁国民保護警備実施計画に基づく交通対策実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁国民保護警備実施計画に基づく交通対策実施要綱を制定し、平成18年9月12日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

### 第1 制定の趣旨

警視庁国民保護警備実施計画（平成18年7月31日通達甲（副監. 備. 備1. 実1）第18号）が制定されたことに伴い、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において実施する交通対策に関する細部事項を定め、交通の混乱防止、避難住民の誘導及び救出救助活動等の万全を期するものである。

### 第2 制定の要点

- 1 平素において講じておくべき措置を定めた。
- 2 交通状況の把握等の要領を定めた。
- 3 緊急通行車両の通行及び住民の避難のための緊急交通路（以下「緊急交通路等」という。）における交通規制の具体的実施要領を定めた。
- 4 通行禁止区域内の交通処理要領、緊急交通路等の確保要領、隣接県警察に対する広域交通規制の要請要領等を定めた。
- 5 交通規制の実効性を確保するための手段及び方法を定めた。

### 第3 運用上の留意事項

- 1 この要綱は、警視庁管内において、武力攻撃事態等及び緊急対処事態から国民を保護するために実施する交通対策について適用するものとする。
- 2 この要綱に規定する交通規制は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第155条の規定に基づく東京都公安委員会の決定による交通規制として実施するものとする。
- 3 この要綱に定めのない規制措置を必要とする場合は、状況に応じ、法又は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通規制として実施するものとする。

別添

## 警視庁国民保護警備実施計画に基づく交通対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、警視庁管内において、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、緊急通行車両の通行及び住民の避難のための緊急交通路（以下「緊急交通路等」という。）の確保を優先とした交通対策を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における交通対策の実施に当たっては、警視庁国民保護警備実施計画（平成18年7月31日通達甲（副監．備．備1．実1）第18号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 実施体制

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、最高警備本部が設置された場合は、次により交通対策本部等を設置し、交通対策を実施するものとする。

#### 1 警視庁本部

##### (1) 交通対策本部の設置

ア 交通対策指揮室（交通対策指揮室が被災した場合は、交通管制センターとする。）に交通部長を本部長とする「交通対策本部」を設置し、交通対策全般の指揮に当たる。

イ 交通対策本部の編成及び任務は、別表第1の「交通対策本部の編成及び任務（最高警備本部設置等）」のとおりとし、編成の基準は、別表第2の「交通部編成基準」とおりとする。

##### (2) 高速道路交通警察隊現場警備本部の設置

高速道路交通警察隊長は、現場警備本部を設置し、首都高速道路及び高速自動車国道における交通対策を実施すること。

#### 2 方面本部

方面本部長は、方面現場警備本部を設置し、方面区内各警察署長及び隣接方面本部長との連絡調整に当たること。

#### 3 警察署

警察署長は、現場警備本部を設置し、交通対策に従事する部隊を編成するとともに、交通検問所を設置するなど、緊急交通路等の確保に伴う交通規制をはじめ、交通広報等の交通対策を実施すること。

### 第4 平素における措置

交通部内所属長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、迅速かつ的確な交通対策を実施するため、別表第3の「平素における措置」により、必要な措置を講じておくものとする。

## 第5 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における措置

関係所属長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、最高警備本部が設置された場合は、次により交通対策を実施するものとする。

### 1 交通状況の把握等

#### (1) 現場警備本部長（警察署長）による情報収集

現場警備本部長（警察署長）は、自署が発生警察署の隣接警察署又は外周警察署となった場合は、署境及び管轄区域において交通状況の視察等を行い、交通状況を把握し、交通対策本部長に報告すること。

#### (2) 交通機動隊長等による情報収集

交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通機動隊長等」という。）は、指定された警察署の管轄区域において、別表第4の「視察及び移動規制措置の要領」及び別表第5の「視察及び移動規制措置の隊別分担表」により、指定路線の交通状況を把握し、交通対策本部長に報告すること。

#### (3) 交通管制センター及び交通流監視カメラ等による広域的な交通情報の収集

交通管制班長は、交通流監視カメラ等を活用して交通情報の収集を行うとともに、交通管制センターによる広域的な交通情報の収集を行うこと。

#### (4) 道路管理者及び関係機関との連携

交通規制班長は、主要幹線道路、高速自動車国道等を管理する道路管理者及び東京都対策本部、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁等と随時、情報交換を行い、被災状況、交通状況等を速やかに把握すること。

### 2 交通規制等の措置

#### (1) 交通規制

交通規制班長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、次により交通規制を実施すること。

ア 別図に示す環状7号線及び国道246号線の内側の区域で発生した場合

(イ) 当該区域の全域を通行禁止区域とすること。

(ロ) 指定38路線を緊急交通路等として確保すること。

イ 前ア以外の場所で発生した場合

最高警備本部長が別に指定する区域又は道路の区間において、交通規制を実施す

ること。

#### ウ 交通規制の縮小又は拡大

交通規制を縮小し、又は拡大する場合は、最高警備本部長の命により実施すること。

#### (2) 立入制限区域の指定が行われた場合の措置

交通規制班長は、東京都公安委員会による立入制限区域の指定が行われた場合は、立入制限区域周辺の必要な区域を指定し、通行禁止区域として設定すること。

#### (3) 広域交通規制を必要とする場合の措置

交通規制班長は、都県境において、都内への車両の流入規制を実施する必要があると認めた場合は、警察庁の調整の下、隣接県警察に対して、広域的な交通規制を要請すること。

#### (4) 通行禁止区域及び緊急交通路等における交通規制標識の設置

現場警備本部長（警察署長）及び交通機動隊長等（以下「現場警備本部長等」という。）は、交通規制班長と連携して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第155条の規定に基づく交通規制を実施するための交通規制標識（移動式を含む。以下同じ。）を通行禁止区域及び緊急交通路等の必要な場所に設置すること。ただし、交通規制標識の設置による交通規制が困難な場合は、現場の警察官の指示による交通規制を実施すること。

#### (5) 東京都対策本部長からの避難の指示の通知に備えた措置等

交通規制班長は、東京都対策本部長からの避難の指示の通知があった場合に備え、通行可能な道路の区間を選定し、避難の指示の通知があった場合は、当該道路の区間を交通機動隊長等に通報すること。

なお、通報を受けた交通機動隊長等は、視察及び移動規制措置の要領により、迅速に避難経路を確保するための措置を講ずること。

#### (6) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）に基づく道路の利用指針

交通規制班長は、特定公共施設利用法第12条の規定に基づく道路の利用指針が定められた場合は、これを踏まえた交通対策を実施すること。

### 3 緊急交通路等の確保

#### (1) 現場警備本部長等は、避難等のための緊急交通路等を次の要領で確保すること。

ア 緊急交通路等を通行中の車両は、う回路等の緊急交通路等以外の道路に誘導すること。

イ 被災状況、交通量等から、緊急交通路等の全車線を確保することが困難と認められる場合は、片側2車線以上を有する路線にあっては道路の中央寄りのそれぞれ1車線

を、片側1車線の路線にあつては被災地方向に向かう車線の片側車線を緊急交通路等として確保すること。

- (2) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連携し、高速道路の各入路からの一般車両の流入を禁止し、高速道路上にある車両は、直近の入路、出路、管理用道路等を利用して一般道路に流出させること。

なお、これらの規制要領等については、あらかじめ首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と協議しておくこと。

- (3) 緊急交通路等において、避難住民及び緊急通行車両が競合した場合は、原則として避難住民の誘導を優先させること。
- (4) 現場警備本部長（警察署長）は、緊急交通路等以外の路線であっても、消防署、区市町村等の防災拠点、指定避難場所等へ通じる重要な路線については、緊急交通路等に準じた路線として確保すること。
- (5) 現場警備本部長（警察署長）は、緊急通行車両の確認事務、交通の整理誘導等を行うための交通検問所を通行禁止区域又は緊急交通路等の主要交差点に設置すること。
- (6) 現場警備本部長等は、交通検問所等において緊急通行車両に対する事前の届出の確認、新規申請手続及び緊急標章の交付を適正に行うこと。

#### 4 交通規制の実効性を確保するための手段及び方法

- (1) 現場警備本部長（警察署長）は、次により、緊急交通路等の確保のための交通規制要員を編成し、配置すること。

##### ア 夜間帯（当番時間帯）発生時

所要の要員を除いた当務員及び在寮員により交通規制要員を編成し、交差点等に配置すること。

##### イ 昼間帯（執務時間帯）発生時

原則として、交通課及び地域課の当務員並びに在寮員により交通規制要員を編成し、交差点等に配置すること。

- (2) 主要交差点への配置等

現場警備本部長等は、緊急交通路等に指定された区間の主要交差点に、速やかに要員を配置し、整理誘導を実施すること。

- (3) 一般部隊の編成及び運用

交通総務班長は、交通対策本部要員及び交通部主管業務の処理に必要な最小限の要員（庁舎警備要員を含む。以下同じ。）を除く要員により一般部隊を編成し、交通規制、

交通検問所の設置等の支援に当たること。

(4) 交通遊撃部隊の編成及び運用

交通機動隊長等は、参集者による交通遊撃部隊を編成し、通行禁止区域及び緊急交通路等確保のための交通規制、視察等の支援に当たること。

(5) 広域緊急援助隊（交通部隊）等の運用

交通総務班長は、関係所属長と協議し、道府県警察から派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊に対し、視察、移動規制等の具体的任務を付与するなど、効果的な運用を図ること。

(6) 交通規制資器（機）材の活用

現場警備本部長等は、交通情報提供車（以下「サインカー」という。）等の交通規制用車両、セイフティーコーン、A型バリケード、ロープ、照明ライト、検問停止灯等の交通規制資器（機）材をはじめ、指定交差点に配置されている交通規制資器（機）材の効果的な活用を図ること。

(7) 交通管制システムの運用

交通管制班長は、緊急交通路等の確保のため、周辺部からの流入抑制及びう回路の円滑化を図る信号調整等を行うとともに、一般車両等に対して、交通情報提供装置、路側通信等を活用した交通規制情報の提供を行うなど、交通管制システムを効果的に運用すること。

(8) 放置車両対策等

駐車対策班長及び現場警備本部長（警察署長）は、緊急交通路等において、次の措置を講じること。

ア 放置車両対策班を編成し、レッカー車、簡易レッカー等を活用して緊急交通路等における放置車両の排除を行い、その他障害物については道路管理者と連携して排除するなどして、緊急交通路等を確保すること。

イ 緊急交通路等の通行の妨害となっている車両、障害物の所有者、占有者又は管理者に対し、当該車両又は障害物の移動等について、必要な措置をとるよう命ずること。

ウ 前イにより必要な措置をとるよう命ぜられた者が、当該措置をとらなかった場合又は当該措置をとるべき者が現場にいないため、必要な措置を命ずることができない場合は、現場の警察官に必要な措置を講じさせること。この場合において、必要な限度を超えて措置することのないよう十分に留意すること。

(9) 通行禁止区域内における交通規制等の実施

現場警備本部長等は、通行禁止区域内において次の措置をとること。

ア 道路上にある車両は、速やかに駐車場、空地、公園等に誘導すること。

イ やむを得ず道路上に駐車させる場合は、交差点付近及び緊急交通路等を避け、道路の左側端に駐車させること。

ウ 通行禁止区域の規制線となる道路は、う回路となるため、車両の通行禁止措置は行わないこと。

## 5 関係機関との連携

### (1) 隣接県警察等との連携

交通規制班長は、収集した交通情報、現場活動等について、随時、警察庁へ報告するとともに、隣接県警察との連絡を緊密に行うこと。

### (2) 東京都対策本部等との連携

交通規制班長は、新たな事案の発生及び状況の変化に備えるとともに、東京都対策本部長から再避難等の指示があった場合は、新たな緊急交通路等を設定する必要があることから、東京都対策本部等と交通規制、交通渋滞、道路の被災状況等について、随時、情報交換を行うこと。

### (3) 区市町村との連携

現場警備本部長（警察署長）は、区市町村と被災状況及び交通状況について、随時、情報交換を行うこと。

## 6 特異事件事件捜査の応援派遣等

交通捜査班長は、特異事件事件捜査の応援派遣体制を確立し、要請のあった現場警備本部に対して、本部員の応援派遣を行い、当該現場警備本部員とともに捜査に当たること。

## 7 運転免許関係業務の継続性の確保

運転免許班長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における運転免許関係業務の継続性を確保するために必要な事項について、別に定めること。

## 8 交通規制等の広報

関係所属長は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生場所、通行禁止区域並びに緊急交通路等の規制範囲及び路線に関する広報を次により行うこと。

### (1) 報道機関等に対する広報の要請

交通総務班長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者及び一般家庭に向けた避難時の車両利用の抑制（通行禁止区域及び緊急交通路等以外において、車両利用による避難指示があった区域を除く。）並びに交通規制への協力についての広報を要請すること。

### (2) 運転者等に対する広報

現場警備本部長等は、交通規制の実施について、サインカー、交通取締用四輪車、警ら

用無線自動車、白バイ、広報車等により活発な現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について、次の広報を行うこと。

ア 家族との連絡、避難等には、車両利用による避難指示のあった区域を除き、車両を使用しないこと。

イ 通行禁止区域及び緊急交通路等の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空地等に車両を移動すること。この場合において、車両を移動できない場合は、交差点付近及び緊急交通路等以外の道路に車両を移動すること。

ウ 高速道路を走行中の場合は、右車線を緊急通行車両用の通行車線とするため、左側端に停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切るとともに、ラジオ、交通情報提供装置板等による交通情報等を確認の上、行動すること。

エ 通行禁止区域及び緊急交通路等の道路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、交差点を避け、道路の左側端に停車するとともに、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままで、窓は閉めドアは施錠しないこと。

### (3) テレホンコーナーの設置

交通総務班長は、交通規制に関する確実な情報提供及び運転者のとるべき措置に関する問い合わせに備え、テレホンコーナーを設置すること。

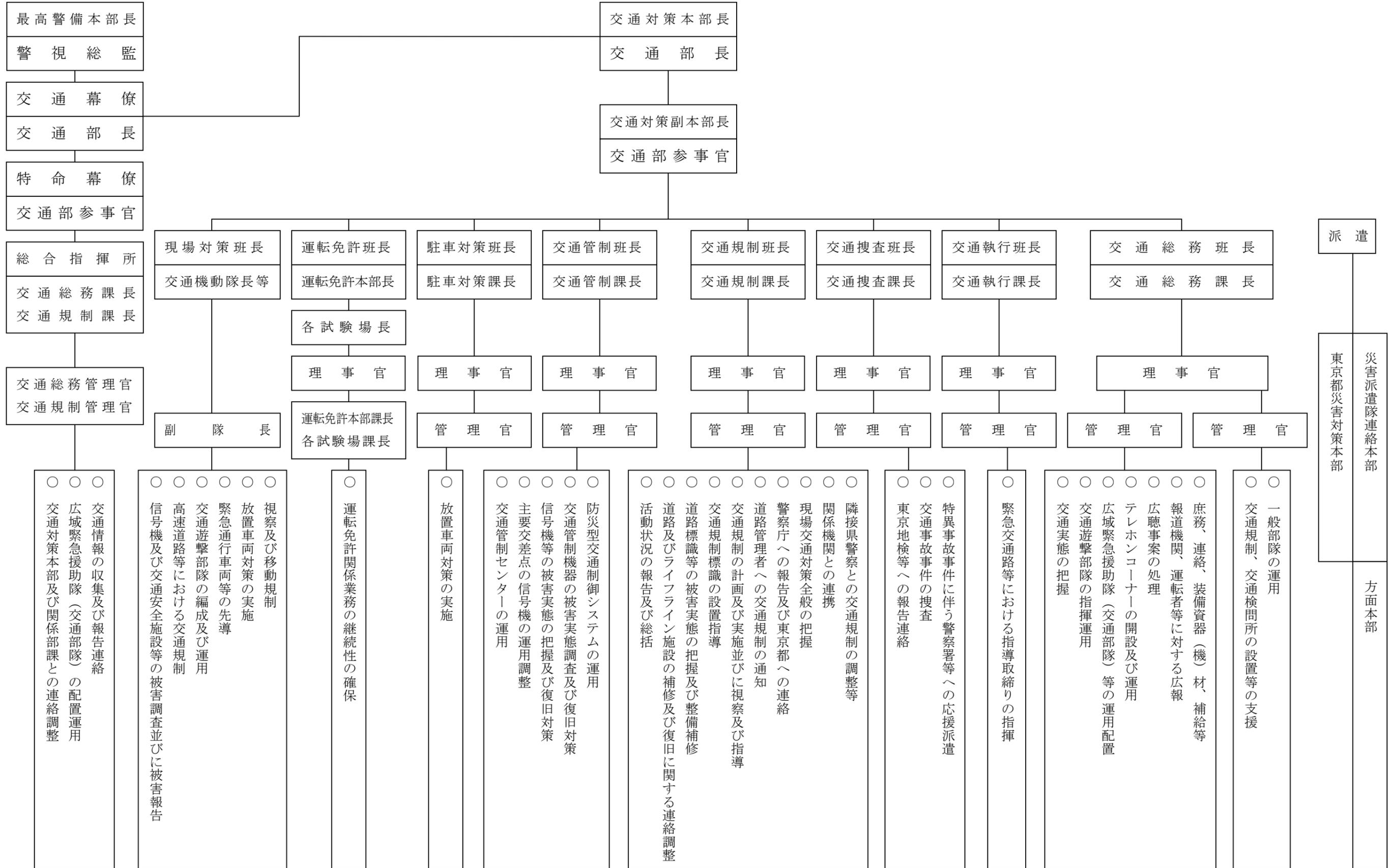
## 9 適切な都民応接及び受傷事故防止

(1) 交通対策の実施に当たっては、無用なトラブルを防止するとともに、適切な都民応接に努めること。

(2) 現場活動は、極めて特殊かつ危険な状況下で行うことが想定されることから、冷静かつ慎重に実施するとともに、装備資器（機）材を有効に活用するなど、受傷事故防止には特段の留意をすること。

別表第1

交通対策本部の編成及び任務（最高警備本部設置等）



別表第2

## 交通部編成基準

業務区分 所属	最高警備本部	交通対策本部														派遣部隊			一般部隊	主管業務	合計					
		交通対策指揮室要員	交通管制センターの運用	交通情報の収集	緊急交通路等の確保	交通規制の計画及び実施	交通機動隊の配置運用	交通検問所の設置	広域緊急援助隊等の運用	幹線道路の指導取締り企画	道路標識及び信号施設の整備補修	交通信号機の中央制御	交通事故事件の捜査	関係機関との連絡調整	交通広報	視察及び移動規制	交通遊撃部隊	放置車両対策班				テレホンコーナー	小計	災害派遣隊連絡本部	東京都災害対策本部	小計
課	交通総務課	2	4	1	1	5		4						4				6	27	13	3	16	15	42	100	
	交通執行課	1	3	1	1		3		1			17						5	32	20	2	22	20	59	133	
	交通捜査課		1									20							2	23	5		5	4	41	73
	交通規制課	1	4		20						18		10							53	1		1		23	77
	交通管制課		4	20	1						12	5	5						4	51	1		1		24	76
	駐車対策課	1	3	4	1	1	1	1	1				1	1				11	8	34	6		6	13	27	80
	小計	5	19	26	24	6	4	5	2	30	5	37	16	5				11	25	220	46	5	51	52	216	539
試験場等	運転免許本部																						12	132	144	
	府中運転免許試験場																						9	104	113	
	鮫洲運転免許試験場																						6	68	74	
	江東運転免許試験場																						4	41	45	
	小計																						31	345	376	
交通機動隊等	第一方面交通機動隊													12	40				52					16	68	
	第二方面交通機動隊													8	44				52					16	68	
	第三方面交通機動隊													10	66				76					16	92	
	第四方面交通機動隊													12	40				52					16	68	
	第五方面交通機動隊													6	38				44					16	60	
	第六方面交通機動隊													8	52				60					16	76	
	第七方面交通機動隊													16	60				76					17	93	
	第八方面交通機動隊													22	78				100					18	118	
	第九方面交通機動隊													26	74				100					18	118	
	第十方面交通機動隊													8	58				66					18	84	
	高速道路交通警察隊				16										24	96	4			140					32	172
小計				16										152	646	4			818					199	1,017	
合計	5	19	26	40	6	4	5	2	30	5	37	16	5	152	646	15	25	1,038	46	5	51	83	760	1,932		

注 本表には必要な最大限の人員を示しており、交通対策本部長が参集状況に応じて、業務区分のうち必要と認める業務に必要な人員を割り当てる。

別表第 3

平素における措置

所	属	措	置	内	容								
本 部	交通規制課長	1	交通対策計画の策定	<p>(1) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、速やかな通行禁止区域及び緊急交通路等の設定ができるよう交通規制計画を策定しておくこと。</p> <p>(2) 通行禁止区域の指定は、警察署の管轄区域を単位として行うことから、方面本部長、警察署長及び交通機動隊長等と連携して、各警察署の交通規制計画策定に関する指導調整を行うこと。</p> <p>(3) 緊急交通路等を確保するため、都内への車両の流入規制等の交通対策について、警察庁の調整の下、隣接県警察と連携を図り、広域交通規制計画を策定しておくこと。</p> <p>(4) 法第 155 条に基づく交通規制を実施するための交通規制標識を整備しておくこと。</p>	2	交通対策本部の体制整備等	<p>武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、交通対策を速やかに実施できるよう交通対策本部要員を指定しておくこと。</p>	3	緊急標章の交付手続等の周知徹底	<p>緊急通行車両の事前届出事務、確認手続及び緊急標章について、法第 155 条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 39 条に基づき、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）の規定の例によることについて、周知徹底を図っておくこと。</p>	4	関係機関との連携	<p>(1) 東京都、区市町村及び道路管理者と通行禁止区域及び緊急交通路等に関する意見交換を行い、連携体制を確立しておくこと。</p> <p>(2) 自衛隊施設及び米軍関係施設の周辺地域における住民の避難経路については、自衛隊、米軍関係車両等の移動のための経路を確保する必要があることに留意し、自衛隊等関係機関との連携体制を確立しておくこと。</p>
	交通総務課長	交通対策本部直轄部隊等の編成	<p>交通対策本部要員及び交通部主管業務の処理に必要な最小限の要員（庁舎警備要員を含む。）を除く要員で、交通検問所設置等の支援に当たらせるため、一般部隊を編成しておくこと。</p>										
	交通捜査課長	特異事故事件発生時の措置	<p>特異事故事件捜査のための応援派遣を行う場合における体制の整備を図っておくこと。</p>										
	交通管制課長	1	交通管制センターシステムの整備管理	<p>通行禁止区域及び緊急交通路等の確保のため、流入抑制用等信号調整、車両感知器、交通情報提供装置等の交通管制システムを整備するとともに、保守管理を徹底しておくこと。</p>	2	交通対策本部の体制整備等	<p>交通対策指揮室が被災した場合に、交通管制センターを交通対策本部として運用できるようバックアップ体制を整備しておくこと。</p>						
	1	交通対策計画の策定	<p>交通総務課長の調整の下、視察及び移動規制措置の隊別分担表に定め</p>										

本 部	交通機動隊長	<p>る指定区間について、当該指定区間を管轄する警察署長及び隣接方面交通機動隊長と連携して、具体的な視察及び移動規制計画を策定しておくこと。</p> <p>2 緊急標章の交付手続等の周知徹底 前記交通規制課長の項3と同様とする。</p>
	高速道路交通警察隊長	<p>1 交通対策計画の策定 緊急交通路等を確保するために、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と協議し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において高速道路上にある一般車両を、直近の入出路、管理用道路を利用し、一般道路に流出させる交通規制計画を策定しておくこと。</p> <p>2 緊急標章の交付手続等の周知徹底 前記交通規制課長の項3と同様とする。</p>
	交通部内各所属長	<p>1 交通対策本部の編成及び任務 別表第1の「交通対策本部の編成及び任務（最高警備本部設置等）」及び別表第2の「交通部編成基準」について、周知徹底を図っておくこと。</p> <p>2 運転者のとるべき措置の広報 (1) ラジオ、警視庁ホームページ等の広報媒体を活用し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において通行禁止規制が実施されること、及び運転者のとるべき措置等について事前広報を励行すること。 (2) 運転免許更新時講習、処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を活用し、運転免許保有者に対する事前広報を励行すること。 (3) 広報用の小冊子又はチラシを作成し、あらゆる機会を活用して配布するなど、事前広報を励行すること。</p>
方面本部長	<p>交通対策計画の策定 交通対策計画の策定に関し、方面区内各警察署長及び他の方面本部長と連携して、連絡調整に当たること。</p>	
警察署長	<p>1 交通対策計画の策定 方面本部長の調整の下、交通機動隊長等、隣接警察署長及び外周警察署長と武力攻撃事態等及び緊急処理事態を想定した具体的な計画を策定しておくこと。 また、交通規制用資器（機）材の点検を励行するとともに、自所属の職員に対して、取扱要領の周知徹底を図っておくこと。</p> <p>2 訓練時の交通対策 区市町村と合同訓練を実施する場合には、方面本部長の調整の下、本部関係課長等と調整を図り、交通規制計画を策定するとともに、訓練の実施結果を踏まえて、適宜、計画の見直し等を行うこと。</p> <p>3 緊急標章の交付手続等の周知徹底 前記交通規制課長の項3と同様とする。</p> <p>4 交通検問所の設置計画 通行禁止区域及び緊急交通路等の主要交差点に、交通検問所を設置する計画を策定しておくこと。</p> <p>5 運転者のとるべき措置の広報 区市町村の発行する広報紙（誌）への掲載依頼及び各種講習会等を通じた地域住民に対する事前広報を励行すること。</p> <p>6 関係機関との連携 (1) 区市町村及び道路管理者と通行禁止区域及び緊急交通路等に関する</p>	

意見交換を行い、連携体制を確立しておくこと。

- (2) 自衛隊施設及び米軍関係施設を管轄する警察署長は、周辺地域における住民の避難経路については、自衛隊、米軍関係車両等の移動のための経路を確保する必要があることに留意し、自衛隊等関係機関との連携体制を確立しておくこと。

別表第4

視察及び移動規制措置の要領

項 目	内 容
趣 旨	<p>武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、ヘリコプターによる道路状況等の視察に加え、交通機動隊等の白バイ（高速道路交通警察隊は交通取締用四輪車）により情報を収集するとともに、移動規制措置を行う。</p>
視 察 実 施 要 領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機動隊等の視察員は、指定路線の道路状況、交通状況等について視察を行う。</li> <li>2 道路損壊、倒壊家屋等により緊急交通路として使用出来ない場合は、通行可能な直近のう回路を選定する。</li> <li>3 視察員は、同一路線を繰り返し視察しながら、路線の損壊箇所、渋滞状況等について交通対策本部へ報告する。</li> </ol>
移 動 規 制 措 置 要 領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動規制措置は、指定された路線において、移動しながら一時的規制措置及び道路状況の点検等を行うとともに、走行車両に対し、走行禁止等の規制措置を行う。</li> <li>2 点検は、交通規制標識の設置状況、既設標識・信号機等の確認のほか、主要交差点の配置状況や交通状況等について行う。</li> <li>3 走行禁止の指示は、次に掲げる事項について重点的に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 規制実施状況の告知</li> <li>(2) 走行車両の排除</li> <li>(3) 車両による避難の抑止</li> </ol> </li> <li>4 東京都対策本部長から避難の指示の通知があった場合は、選定された避難経路を迅速に確保する措置を行う。</li> </ol>
視 察 及 び 移 動 規 制 措 置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機動隊は、白バイ2台を一組とし、1台が視察、他の1台が移動規制措置を行い、相互に連携を図り、協力しながら実施する。</li> <li>2 高速道路交通警察隊は、交通取締用四輪車1台2名を一組とし、指定路線の視察及び移動規制措置に当たる。</li> </ol>

別表第5

視察及び移動規制措置の隊別分担表

1 初動措置

所属	道路名	指定区間	管轄警察署
第一方面交通機動隊	第一京浜	日本橋(交)～八ツ山橋(交)	中央 品川 築地 愛宕 三田 高輪
	第二京浜	日本橋元標～高輪台(交)	中央 三田 丸の内 高輪 麴町 愛宕
	青山通り	三宅坂(交)～青山五丁目(交)	麴町 赤坂
	甲州街道	桜田門(交)～四谷見附(交)	麴町 赤坂 四谷
	日光街道	日本橋元標～台東一丁目(交)	中央 万世橋 上野
	新大橋通り	汐留(交)～新大橋東詰	愛宕 築地 中央 久松 深川
第二方面交通機動隊	湾岸道路	大井北部陸橋下～羽田空港	東京湾岸 大森 東京空港
	産業道路	大森警察署前(交)～大師橋	大森 蒲田
	第一京浜	八ツ山橋(交)～六郷橋	品川 大井 大森 蒲田
	第二京浜	高輪台(交)～多摩川大橋	高輪 大崎 荏原 田園調布
	中原街道	中原口(交)～丸子橋	大崎 荏原 田園調布
	環状7号線	大井環七第一(交)～北千束(交)	東京湾岸 大森 池上 田園調布
	環状8号線	羽田空港(国道357号出口)～東急東横線横断橋	東京空港 蒲田 池上 田園調布 玉川
第三方面交通機動隊	甲州街道	西参道口(交)～給田(交)	新宿 代々木 北沢 高井戸 成城
	青山・玉川通り	青山五丁目(交)～上馬(交)	赤坂 渋谷 目黒 世田谷
	目黒通り	清正公前(交)～等々力不動前(交)	高輪 大崎 目黒 碑文谷 玉川
	環状7号線	北千束(交)～大原二丁目(交)	田園調布 碑文谷 北沢 世田谷
	環状8号線	東急東横線横断橋～中の橋(交)	玉川 世田谷 成城 高井戸
第四方面交通機動隊	青梅街道	新宿大ガード西～北原(交)	新宿 中野 杉並 荻窪 石神井 田無
	新青梅街道	西落合一丁目(交)～井草四丁目(交)	戸塚 野方 荻窪
	甲州街道	四谷見附(交)～西参道口(交)	四谷 原宿 新宿
	井の頭通り	大原二丁目(交)～関前(交)	北沢 高井戸 武蔵野
	環状7号線	大原二丁目(交)～丸山陸橋南詰	北沢 高井戸 杉並 野方
	環状8号線	中の橋(交)～八成橋(交)	高井戸 荻窪

第五方面交通機動隊	川越街道	本郷三丁目(交)～熊野町(交)	本富士 富坂 大塚 巢鴨 池袋 板橋
	中山道	宝町三丁目(交)～西巢鴨(交)	中央 神田 万世橋 本富士 駒込 富坂 巢鴨
	目白通り	九段坂下(交)～豊玉陸橋南詰	麴町 牛込 戸塚 野方 練馬
第六方面交通機動隊	尾久橋通り	根岸小学校前(交)～都県境	下谷 荒川 滝野川 尾久 西新井 竹の塚
	日光街道	台東一丁目(交)～毛長川橋	上野 下谷 南千住 千住 西新井 竹の塚 綾瀬
	水戸街道	日本橋元標～言問橋東詰	中央 久松 蔵前 浅草
	蔵前橋通り	湯島一丁目(交)～蔵前橋東詰	上野 蔵前 本所
	環状7号線	宮堀(交)～亀有駅東口前	赤羽 西新井 綾瀬 亀有
第七方面交通機動隊	水戸街道	言問橋東詰～新葛飾橋西詰・金町(交)	本所 向島 葛飾 亀有
	蔵前橋通り	蔵前橋東詰～市川橋	本所 城東 小松川 葛飾 小岩
	京葉道路	浅草橋(交)～谷河内(交)	久松 本所 城東 小松川
	葛西橋通り	永代二丁目(交)～浦安橋	深川 城東 葛西
	新大橋通り	新大橋東詰～今井橋中央	深川 城東 葛西 小松川
	湾岸道路	大井北部陸橋下～舞浜大橋中央	東京湾岸 葛西
	環状7号線	亀有駅東口前～葛西臨海公園前(交)	亀有 葛飾 小岩 葛西 小松川
第八方面交通機動隊	甲州街道	給田(交)～日野橋南詰(交)	成城 調布 府中 立川
	中央南北線	砂川第二(交)～日野橋(交)	立川
	東八道路	宇宙研究所前(交)～栄町三丁目(交)	府中 小金井
	三鷹通り	中央通り(交)～下布田(交)	三鷹 調布
	五日市街道	関前(交)～武蔵野橋北(交)	武蔵野 小金井 小平 立川 福生
	府中志木街道	寿町三丁目(交)～郵便局前(交)	府中 小金井 小平 東村山
	小金井街道	八幡宿二丁目(交)～郵便局前(交)	田無 東村山 小平 府中
	新青梅街道	北原(交)～瑞穂松原(交)	田無 小平 東村山 東大和 福生
	残堀街道	宮沢東(交)～三ツ木(交)	昭島
	新奥多摩街道	日野橋(交)～小荷田(交)	立川 日野 八王子
	芋窪街道	芋窪(交)～曙町二丁目(交)	東大和 立川
鎌倉街道	本宿二丁目～都県境	府中 多摩中央 町田	

第九方面交通機動隊	甲州街道	日野橋南詰(交)～都県境	日野 八王子 高尾
	多摩ニュータウン通り	多摩センター入口(交)～乞田新大橋(交)	多摩中央
	北野街道	高幡橋南(交)～八王子舘町(交)	日野 高尾 南大沢
	川崎街道	新大栗橋(交)～川崎街道入口(交)	多摩中央
	町田街道 (大山街道及び大和バイパスを含む。)	町田街道入口(交)～町田市辻(交)	高尾 南大沢 町田
	滝山街道	左入町(交)～友田(交)	八王子 福生
	吉野街道	友田(交)～青梅市民会館南(交)	福生 青梅
	五日市街道	第五ゲート前(交)～五日市駅前(交)(国道16号を含む。)	福生 五日市
	新奥多摩街道	小荷田(交)～青梅市役所下(交)	昭島 福生 青梅
	八王子立川線	多摩大橋～石川入口(交)	八王子 昭島
	小作北通り	小作坂下(交)～今井馬場先(交)	福生 青梅
	青梅街道	瑞穂松原(交)～市民会館南(交)	福生 青梅
	国道16号	相原両国橋北詰～都県境(元狭山(交))	南大沢 八王子 昭島 福生
第十方面交通機動隊	川越街道	熊野町(交)～東埼玉橋東詰	板橋 光が丘 高島平
	中山道	西巣鴨(交)～戸田橋(交)	巣鴨 滝野川 板橋 志村
	北本通り	王子駅前(交)～新荒川大橋	王子 赤羽
	目白通り	豊玉陸橋南詰(交)～三軒寺(交)	練馬 光が丘
	環状7号線	丸山陸橋南詰～宮堀(交)	赤羽 野方 練馬 板橋 王子
	環状8号線	八成橋(交)～土支田(交)	荻窪 練馬 光が丘
	新青梅街道	井草四丁目(交)～北原(交)	荻窪 石神井 田無
高速道路 交通警察隊	首都高速道路		
	高速自動車国道		

注1 「(交)」とは、交差点をいう。

2 方面境における交通対策は、主たる路線を担当する交通機動隊が担当する。

2 視察等体制の増強時

所属	道路名	指定区間	管轄警察署
第一方面交通機動隊	赤坂杉並線	赤坂二丁目(交)～神南二丁目(交)	赤坂 渋谷
	海岸通り	蓬菜橋(交)～天王洲大橋南詰	品川
	旧海岸通り	汐路橋～新東海橋	高輪 品川 三田
	大手町両国線	大手町(交)～両国橋	丸の内 久松 中央
	外苑東通り	飯倉(交)～信濃町駅前(交)	四谷 麻布 赤坂
	靖国通り	市ヶ谷見附(交)～浅草橋(交)	麴町 神田 万世橋 久松 本所
	日比谷通り	日比谷(交)～芝五丁目(交)	丸の内 愛宕
	内堀通り	赤羽橋(交)～平川門(交)	麻布 愛宕 丸の内
	外堀通り	八重洲中央口(交)～晴海橋西(交)	丸の内 麴町 神田 中央 赤坂 牛込 富坂 本富士 万世橋 久松
	晴海通り	日比谷(交)～晴海橋(交)	丸の内 築地 月島
	六本木通り	国会下(交)～渋谷二丁目(交)	麴町 赤坂 麻布 渋谷
	皇居前八丁堀線	二重橋前(交)～永代橋東詰	丸の内 中央 久松
	環状5号線	天現寺橋(交)～浜崎橋	渋谷 高輪 三田 麻布
	中央通り	万世橋(交)～上野駅前(交)	万世橋 上野
	永代通り	日本橋(交)～永代橋東詰	中央 久松
第二方面交通機動隊	環状6号線	新東海橋～かむろ坂下(交)	品川 大崎
	海岸通り	天王洲大橋南詰～鈴ヶ森(交)	大森 大井
第三方面交通機動隊	駒沢通り・補助5号線	南青山七丁目(交)～多摩美大前(交)	玉川 渋谷 目黒 碑文谷 世田谷 赤坂
	世田谷通り	三軒茶屋(交)～喜多見駅入口(交)	成城 世田谷
	井の頭通り	代々木公園前(交)～大原第二(交)	代々木 北沢
	環状5号線	天現寺橋(交)～新宿四丁目(交)	新宿 渋谷
	環状6号線	かむろ坂下(交)～清水橋(交)	大崎 目黒 渋谷 代々木 新宿
第四方面交通機	五日市街道	五日市街道入口(交)～松庵小前(交)	杉並 高井戸
	早稲田通り	飯田橋(交)～善福寺(交)	牛込 戸塚 中野 野方 杉並
	大久保通り	神楽坂上(交)～高円寺南一丁目(交)	牛込 新宿 中野 杉並
	環状5号線	新宿4丁目(交)～高戸橋(交)	新宿 四谷 牛込 戸塚
	環状6号線	清水橋(交)～南長崎一丁目(交)	新宿 中野 戸塚

動隊	外苑東通り	信濃町駅前(交)～鶴巻町(交)	四谷 牛込
	靖国通り	新宿大ガード西～市ヶ谷見附(交)	牛込 新宿 四谷
第五方面交通機動隊	不忍通り	目白台二丁目(交)～上野公園前(交)	大塚 富坂 駒込 本富士
	環状5号線	高戸橋(交)～西巢鴨(交)	目白 池袋 巢鴨
	環状6号線	南長崎一丁目(交)～高松町(交)	目白
	本郷通り	東大農学部前(交)～上富士前(交)	本富士 駒込 巢鴨
	昌平橋通り	昌平橋(交)～池之端(交)	本富士
	言問通り	本郷弥生町(交)～根津一丁目(交)	本富士
第六方面交通機動隊	尾竹橋通り	鶯谷駅前(交)～谷塚橋南詰(交)	下谷 荒川 尾久 千住 西新井 竹の塚
	言問通り	根津一丁目(交)～言問橋西詰(交)	下谷 浅草
	浅草通り	上野駅前(交)～駒形橋東詰(交)	上野 蔵前 浅草
	環状5号線	田端新町一丁目(交)～白髭橋東詰(交)	下谷 浅草
第七方面交通機動隊	浅草通り	駒形橋東詰(交)～福神橋(交)	本所 城東
	千葉街道	東小松川(交)～市川橋	小松川 小岩
	永代通り	永代橋東詰～日曹橋(交)	深川 城東
	三ツ目通り	言問橋東詰(交)～辰巳(交)	本所 深川 東京湾岸
	四ツ目通り	押上駅前(交)～東陽公園前(交)	本所 深川
	清澄通り	吾妻橋二丁目(交)～勝どき二丁目	本所 深川 月島
	環状5号線	白髭橋東詰(交)～新木場一丁目(交)	向島 城東 東京湾岸
	平和橋通り	千住新橋(交)～八蔵橋(交)	小松川 亀有 葛飾
	船堀街道	東小松川(交)～湾岸線	小松川 葛西
	水元公園通り	金町一丁目(交)～水元公園	亀有
晴海通り	晴海橋西(交)～東雲二丁目(交)	月島 深川 東京湾岸	
第八方面交通機動隊	小金井街道	郵便局前(交)～清瀬橋	府中 小金井 小平 田無 東村山
	新小金井街道	茜屋橋(交)～若松町二丁目(交)	府中 小金井 小平
	吉祥寺通り	関町二丁目(交)～給田(交)	三鷹 武蔵野
	奥多摩街道	日野橋(交)～拝島町(交)	立川 昭島
	志木街道	郵便局前(交)～下清戸(交)	東村山
	青梅街道	田無本町一丁目(交)～瑞穂松原(交)	田無 小平 東大和
	所沢街道	北原(交)～都県境	田無 東村山

	府中街道	寿町三丁目(交)～大丸(交)	小金井 小平 東村山
	五日市街道	松庵小前(交)～関町(交)	武蔵野 田無 小平 小金井 立川
	世田谷通り	喜多見駅入口(交)～多摩水道橋	調布
第九方面交通機動隊	奥多摩街道	拝島町(交)～河辺東(交)	福生 青梅
	岩蔵街道	箱根ヶ崎(交)～小曾木街道入口(交)	福生 青梅
	川崎街道	新大栗橋(交)～矢野口	多摩中央
	鶴川街道	鶴川街道入口(交)～原町田六丁目	多摩中央 町田
第十方面交通機動隊	環状5号線	西巢鴨(交)～田端新町一丁目(交)	巢鴨 滝野川
	環状6号線	高松町(交)～仲宿三差路	目白 板橋
	新大宮バイパス	北町八丁目(交)～三園二丁目(交)	光が丘 高島平
	高島通り	志村坂下(交)～三園二丁目(交)	高島平 志村
	本郷通り	上富士前(交)～飛鳥山下(交)	本富士 駒込 滝野川

注1 視察等体制の増強時の路線数は、初動措置の路線を含む。

2 「(交)」とは、交差点をいう。

3 方面境における交通対策は、主たる路線を担当する交通機動隊が担当する。

